

宇都宮大学工学部・工学研究科情報委員会内規

制 定	平成16年3月17日
一部改正	平成18年12月19日
〃	平成20年2月19日
〃	平成22年5月25日
〃	平成27年3月17日

(設置)

第1条 工学部・工学研究科教授会内規第7条第1項の規定に基づき、工学部に工学部・工学研究科情報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、工学部・工学研究科における次の事項を審議すると共に必要な実務の管理統括を行う。

- 一 各種情報化の基本方針に関すること。
- 二 各種情報化の具体的方策及び基準に関すること。
- 三 各種情報化に伴い発生する問題の解決に関すること。
- 四 各種情報化の役割分担に関すること。
- 五 学術情報資料の選定及び収集に関すること。
- 六 学術情報資料の電子化に関すること。
- 七 学術情報リテラシー教育に関すること。
- 八 大学全体の各種情報化との連携及び整合性に関すること。
- 九 工学研究科長、工学部・工学研究科教授会、または、工学部・工学研究科学科長・専攻長会議から付託された事項
- 十 その他各種情報化の推進に関し必要と認める事項

(組織及び運営)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 各専攻（先端光工学及び後期課程を除く。）から選出された教員 各1名
- 二 附属図書館分館長
- 2 委員は、工学研究科長が委嘱する。
- 3 第1項第1号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 前項において、再任された委員の任期は1年とする。

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長が議長となり、その職務を代行する。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 委員会の審議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の兼務)

第5条 委員長または副委員長は、宇都宮大学附属図書館運営委員会委員となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会のもとに、工学部・工学研究科ネットワーク専門委員会を置く。

- 2 工学部・工学研究科ネットワーク専門委員会に関し必要な事項は別に定める。

第8条 委員会は、必要に応じて、第7条で定める以外の専門委員会を置くことができる。

- 2 第1項の専門委員会に関し必要な事項は、委員会の審議に基づき別に定める。

(報告)

第9条 委員会は、必要に応じて審議の結果を工学研究科長、工学部・工学研究科教授会、または、工学部・工学研究科学科長・専攻長会議に報告し、承認を得るものとする。

(庶務)

第10条 委員会に関する庶務は、工学部事務部において処理する。

附 則

- 1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 工学部情報化推進委員会内規（平成12年10月24日制定）は廃止する。
- 3 この内規施行後、最初に選出された第3条第1項の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、機械システム工学科、応用化学科、情報工学科、エネルギー環境科学専攻及び情報制御システム科学専攻から選出された委員は平成17年3月31日までとし、エネルギー環境科学専攻及び情報制御システム

ム科学専攻にあつては次の年度においても平成18年3月31日までとする。

附 則

- 1 この内規は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に選出された第3条第1項第1号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、電気系及び建設系から選出された委員は平成20年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に選出された第3条第1項第1号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、電気電子システム工学専攻及び地球環境デザイン学専攻から選出された委員は平成28年3月31日までとする。